

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
（2 件）【環境局環境監視部環境監視課】

2

北九州市告示第 3 3 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和元年 5 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

大阪府東大阪市中石切町五丁目 7 番 5 9 号
大阪精工株式会社
取締役社長 澤田展明

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目 1 2 0 番地の 2
大阪精工株式会社九州工場

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	6 1 号ハ 圧延施設
名称	伸線 5 0 4 号機
能力	2 5 t / 日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	2 0 時間（午前 8 時から翌午前 4 時まで）
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水量 (m^3 /日)	通常 0 最大 1
水素イオン濃度	通常 7.6 最大 7.6
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 59
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 4.5
浮遊物質量 (mg/l)	通常 0 最大 57
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	通常 0 最大 3
窒素含有量 (mg/l)	通常 0 最大 1
リン含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0.56
鉄含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0.2
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 0 最大 1.7

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

項目 \ 名称	中和凝集沈殿処理装置	
	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 240 最大 400	同左
水素イオン濃度	通常 6.8 最大 5~9	同左

化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 20 最大 20	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 2 最大 2	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 10 最大 10	同左
りん リン含有量 (mg/l)	通常 1 最大 1	同左
鉄含有量 (mg/l)	通常 10 最大 10	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 2 最大 2	同左

(6) 排水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名		No. 1 排出口	
		設置前	設置後
排水水の量 (m ³ /日)	通常 最大	248 408	同左
水素イオン濃度	通常 最大	6 5～9	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 最大	10 15	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 最大	10 15	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 最大	20 20	同左
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 最大	2 2	同左

窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	10 10	同左
^{りん} 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	1 1	同左
^{りん} 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	2.5 9	同左
鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	10 10	同左
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	2 2	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年5月30日から同年6月20日まで（日曜日及び土曜日を除く
毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した
文書を、令和元年6月20日までに上記縦覧場所に到着するように提出する
こと。

北九州市告示第 3 4 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和元年 5 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原 4 6 番地 8 0
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 九州製造所
所長 中山岳志

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原 4 6 番地 8 0
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 九州製造所

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	27号イ ろ過施設
名称	MCND乾燥室 ろ過設備
能力	1 m ³ /日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	0～24時の間で使用
1日当たりの使用時間	1～4時間程度
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水量 (m^3 / 日)	通常 1 最大 1
水素イオン濃度	通常 6.6 最大 8.2
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 0.5未満 最大 1.3
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常 0.5未満 最大 0.5未満
窒素含有量 (mg / ℓ)	通常 0.5 最大 0.9
リン含有量 (mg / ℓ)	通常 0.05未満 最大 0.05未満
透視度 (度)	通常 50以上 最大 50以上

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、全量N o . 1排水口を経て公共用水域に排出されるため、汚水等処理施設はない。

(6) 排水水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名	N o . 1 排出口	
	設置前	設置後
排水水の量 (m^3 / 日)	通常 43,637 最大 61,329	同左
水素イオン濃度	通常 5 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 15 最大 25	同左
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常 10 最大 30	同左

シアン化合物 (mg/ℓ)	通常 最大	0.2 0.4	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	0.5 0.9	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有量) (mg/ℓ)	通常 最大	1.0 2.0	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	1.5 2.5	同左
^{りん} リン含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	0.5 1.0	同左
ベンゼン (mg/ℓ)	最大	0.08	同左
PCB (mg/ℓ)	通常 最大	0.0005未満 0.0005未満	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年5月30日から同年6月20日まで(日曜日及び土曜日を除く
毎日午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した
文書を、令和元年6月20日までに上記縦覧場所に到着するように提出する
こと。